

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2495, 2474, 4243)

平成 30 年度  
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果  
中間報告

平成 30 年 12 月  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

## 平成 30 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

### 1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、平成 30 年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第 23 条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、平成 30 年 4 月から 9 月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



## 2. 平成 30 年度輸入食品監視指導計画の概要

### ① 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいいます。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### ② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方としています。

### ③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（平成 30 年度計画：171 食品群、約 98,500 件）
- 検査命令<sup>※2</sup>
- 包括的輸入禁止措置<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し、輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない（法第 26 条）。

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せずに特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定（法第 8 条及び第 17 条）

### ④ 輸出国における安全対策の推進

- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する日本の食品安全規制の周知
- 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産段階における安全管理、監視体制の強化、輸出前検査等による安全対策の推進
- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による輸出国の衛生対策の推進

### ⑤ 輸入者に対する自主的な安全管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

### 3. 平成 30 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【     】内は昨年度同期の数値

平成 30 年 4 月から 9 月までの輸入届出の件数は、1,228,569 件【1,225,011 件】、重量は 12,197 千トン【12,255 千トン】であった。

これに対し、103,262 件【102,756 件】(モニタリング検査 30,496 件【29,709 件】、検査命令 28,842 件【30,130 件】、自主検査 45,769 件【46,119 件】等の合計から重複を除いた数値)の検査を実施し、385 件【384 件】で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表 1)。

条文別の違反件数は、法第 11 条(食品の規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)違反が 249 件と最も多く、次いで法第 6 条(アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等)違反が 124 件、法第 18 条(器具又は容器包装の規格)違反が 14 件、法第 10 条(指定外添加物の使用)違反が 9 件、法第 9 条(食肉の衛生証明書の添付)違反が 2 件であった(表 2)。

モニタリング検査は、30,496 件(計画件数延べ 98,521 件に対し 60,295 件(実施率：約 61%)を実施し、このうち 82 件(延べ 84 件数)に法違反が確認され、回収等の措置を講じた(表 3)。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等については、違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を 30%とし(表 4)、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、検査命令の対象として輸入の都度検査を実施し、監視体制の強化を図った(表 5)。

検査命令は、平成 30 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 30 カ国・1 地域の 70 品目を対象としており、28,842 件(延べ 43,386 件)を実施し、このうち 118 件(延べ同件数)に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表 6)。

海外情報等に基づく緊急対応として、腸管出血性大腸菌 O26 に汚染されているフランス産ナチュラルチーズについて積戻し等の措置を講じ、遺伝子組換え小麦の混入が疑われたカナダ産小麦について検査を実施する措置を講じた。また、日本国内において、中国産食用うにが原因と疑われる腸炎ビブリオ食中毒事例が発生したとの情報を踏まえ、関連が疑われる製造者からの中国産食用うにについて自主検査を実施するよう措置を講じた(表 7)。

表 1 輸入届出・検査・違反状況(平成 30 年4月～9月:速報値)

届出件数 <sup>※1</sup> (件)	輸入重量 <sup>※1</sup> (千トン)	検査件数 <sup>※2</sup> (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)
1,228,569	12,197	103,262 (28,842 <sup>※4</sup> )	8.4	385	0.03
(前年度実績) 1,225,011	12,255	102,756	8.4	384	0.03

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

表2 条文別違反状況(平成30年4月～9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	124	31.2	アーモンド、落花生、乾燥いちじく、とうもろこし、ピスタチオナッツ等のアフラトキシンの付着、小麦、米、コーヒー豆、そばの輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、キャッサバ加工品等のシアン化合物の検出、ブランドーのメタノールの検出等
第9条 (病肉等の 販売等の禁止)	2	0.5	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の 販売等の制限)	9	2.3	指定外添加物(サイクラミン酸、アゾルビン、アズールブルー、カルミン、TBHQ)の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	249	62.6	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過)、冷凍食品、飲料等の成分規格違反(大腸菌群陽性、製造基準違反等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、酸性タール系色素等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査の遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	14	3.5	器具・容器包装の規格違反
合 計	398(延数) <sup>※1</sup> 385(実数) <sup>※2</sup>		

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成30年4月～9月:速報値)

食品群	検査項目※1	計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	1,184	0
	残留農薬	1,221	1,022	0
	添加物	118	76	0
	病原微生物	657	374	0
	成分規格等	385	252	0
	放射線照射	29	20	0
	SRM除去	-	1,030	2
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	1,288	1
	残留農薬	1,637	1,074	0
	添加物	1,247	803	0
	病原微生物	3,704	2,225	0
	成分規格等	2,057	1,327	4
	放射線照射	-	3	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,057	1,162	0
	残留農薬	1,458	1,080	0
	添加物	297	179	0
	病原微生物	1,194	764	0
	成分規格等	324	266	0
	遺伝子組換え食品	59	54	0
	放射線照射	64	28	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,873	2,799	0
	残留農薬	3,423	2,763	0
	添加物	1,594	1,340	1
	病原微生物	3,851	2,575	0
	成分規格等	5,825	3,221	25
	カビ毒	-	1	0
	放射線照射	-	6	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,170	1,852	0
	残留農薬	9,999	5,889	16
	添加物	534	483	3
	病原微生物	1,434	1,191	0
	成分規格等	355	226	0
	カビ毒	2,297	1,371	7
	遺伝子組換え食品	443	269	0
	放射線照射	119	86	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	419	0
	残留農薬	7,040	5,183	6
	添加物	4,761	3,487	0
	病原微生物	2,210	1,415	1
	成分規格等	3,518	2,512	10
	カビ毒	2,535	1,716	1
	遺伝子組換え食品	302	178	0
	放射線照射	448	265	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,074	743	0
	添加物	3,883	2,409	0
	病原微生物	-	2	0
	成分規格等	1,196	498	4
	カビ毒	656	418	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	126	0
	添加物	1,075	762	1
	成分規格等	657	442	0
	カビ毒	118	97	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,337	2
合計(延数)		98,521※2	60,295※3 実施率約61%	84※3

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレンール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 各食品群の項目別件数に検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は30,496件、違反件数は82件

表4 モニタリング検査強化品目※1(平成30年4月～9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	えだまめ	ジフェノコナゾール
		ハロキシホップ
	ブロッコリー	ハロキシホップ
		メトラクロール
	赤とうがらし	プロピコナゾール
	菊の花	クロルピリホス
	しそ	アトラジン
	そば	ハロキシホップ
	菜の花	ハロキシホップ
パセリ	クロルフェナピル	
オーストラリア	そら豆	フルキンコナゾール
	りんごジュース	パツリン
タイ	ドリアン	メタラキシル及びメフェノキサム
	ゆでがに	腸炎ビブリオ※2
フィリピン	バナナ	フィプロニル
	ゆでがに	腸炎ビブリオ※3
ペルー	キノア	メタミドホス
	とうもろこし	メタミドホス
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
台湾	蜂の子	オキシテトラサイクリン
トルコ	アーモンド加工品	アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
米国	ラズベリー	エトキサゾール
ベトナム	ふくろたけ	クロルピリホス
メキシコ	赤とうがらし	プロピコナゾール
ロシア	はちみつ	クロラムフェニコール

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

※2 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成30年6月～10月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(平成30年6月～10月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成30年4月～9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	しょうが	チアメトキサム
	もろこし	アフラトキシン
ガーナ	カカオ豆	フェンバレレート
フランス	ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌O111
ミャンマー	ごまの種子	アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成30年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象品目	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (17品目)	アーモンド、チリペッパー、 落花生等	アフラトキシン	6,105	64
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	226	3
	すじこ	亜硝酸根	123	0
中国 (16品目)	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほう れんそう等)、レイシ、あさり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、 ジフェノコナゾール、チアメトキサム、デ ィルドリン(アルドリンを含む。)、4-クロ ルフェノキシ酢酸、プロメトリン等)	11,896	14
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	4,030	0
	加工食品	サイクラミン酸	340	0
	うなぎ、スッポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、オキシリニック酸、スルファジミジ ン)	66	0
	ハスの種子、もろこし	アフラトキシン	24	0
韓国 (12品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	103	0
	トマト、ミニトマト	残留農薬(フルキンコナゾール)	34	0
	養殖ひらめ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、オキシテトラサイクリン)	2	0
	生食用あかがい	腸炎ビブリオ	1	0
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピ スタチオナッツ	アフラトキシン	1,747	10
	セロリ	ビフェントリン	371	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	3	0
タイ (7品目)	おくら、グリーンアスパラガス、 バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリ ホス、シペルメトリン、プロピコナゾール)	708	0
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	31	0
イタリア (6品目)	アーモンド加工品	アフラトキシン	57	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	15	0
	米	ピリモホスメチル	7	0
フィリピン (5品目)	おくら、マンゴー	残留農薬(クロルピリホス、シペルメト リン、フェントエート等)	123	0
	生食用まぐろ	サルモネラ属菌	120	2
ベトナム (5品目)	いか、えび、かわはぎ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、クロラムフェニコール、スルファジ アジン、フラゾリドン)	14,807	9
	加工食品	サイクラミン酸	76	0
	水産食品	赤痢菌	6	0
その他(23カ国・1地域、総30品目)			2,365	16
合 計(延数) <sup>※1</sup>			43,386	118
(実数) <sup>※2</sup>			28,842	118

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(平成30年4月～9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
5月	フランス	ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌O26汚染)	フランスにおいて、腸管出血性大腸菌O26(病原微生物)による食中毒が発生しているとして製造者がナチュラルチーズの自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。
6月	カナダ	小麦 (安全性未審査の遺伝子組換え小麦の発見)	カナダにおいて、安全性未審査の遺伝子組換え小麦が発見されたとの情報を受け、カナダ産小麦が輸入届出された場合には、検査を実施するよう措置を講じた。
9月	中国	生食用うに (腸炎ビブリオ汚染)	日本国内において、中国産生食用うにが原因と疑われる食中毒事例が発生したとの情報を受け、関連が疑われる製造者からの生食用うにが輸入届出された場合には、輸入の都度、自主検査を実施するよう措置を講じた。

## (参 考)主な用語説明

用語	説明
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される。)
遺伝子組換え技術	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イマザリル	農薬(イミダゾール系殺菌剤)
エトキサゾール	農薬(オキサゾリン系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属の真菌によって産生される。)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される。)
ハロキシホップ	農薬(ヘテロサイクリック系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)

用語	説明
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル及びメフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
メトラクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(植物成長調整剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)